

建設リサイクル法による事前届出（民間工事）

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、
対象建設工事の発注者・自主施工者には第10条の事前届出の義務があり
工事受注者等には分別解体や再資源化等の義務があります。

＜届出対象建設工事＞ （1）および（2）の両方に該当する工事

（1）特定建設資材*を使用 又は 廃棄物として排出

*コンクリート、アスファルト・コンクリート、建設木材、コンクリート製品（二次製品等）

（2）工事の種類・規模

A	建築物の解体	工事床面積の合計 80㎡以上
B	建築物の新築・増築	工事床面積の合計 500㎡以上
C	建築物の修繕・模様替え（リフォーム）等 建築設備の単独発注（新設・更新・維持修繕・撤去等）	請負金額 1億円（税込）以上
D	建築物以外の新築・維持修繕・解体等 外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等	請負金額 500万円（税込）以上

【ポイント】上記A～Dの複数工種にまたがる場合は、工種ごとに対象となるか判断します

同一業者との契約により、同一又は隣接敷地で工事する場合は、合計した規模で算定

1. 届出者：発注者（工事の施主、建物の所有者等）・自主施工者

（代理者が届出の場合、発注者からの委任状が必要です。原則、元請業者（または行政書士等）が代理者）

2. 提出期限：工事着手*の7日前まで（※郵送提出の場合、窓口への到着日（平日）が届出日）

*工事着手とは、一連の工事の開始となる行為

3. 提出書類：1部 ※様式・記載例はHP参照

A 建築物の解体	届出書 （様式第1号） ※電子申請の場合、申請フォームに入力 ※押印・署名は任意	別表1	工程表	位置図 （対象敷地・建物等が特定できるもの）	現地カラー写真2面以上（建物外観、屋根・外壁の仕様が分かるもの）	委任状 （代理者が届出の場合） ※押印・署名は任意
B 建築物の新増築		別表2	工程表		配置図、立面図2面以上	
C 建築物の修繕等 建築設備の単独発注		別表2	工程表		工事概要が分かる図面等	
D 建築物以外の新築・維持修繕・解体等		別表3	工程表		工事概要が分かる図面等	

【備考】届出済証（シール）の配布は、令和3年4月より廃止しています

工事着手前に、届出内容に変更 または 市から変更命令があった場合は、「変更届出」が必要

4. 工事完了後：「建設資材廃棄物引渡完了報告書」の提出について

上表のA（建築物の解体）、D（建築物以外の解体）を含む工事の元請業者（自主施工の場合は自主施工者）は市条例に基づき、工事完了後に完了報告書と各廃棄物のマニフェスト（B2票写し）を提出して下さい。

＜届出提出・問合せ先＞ 神戸市 環境局 環境保全課

〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST 2階

（平日9:00～12:00、13:00～17:00）※窓口提出の場合は要事前予約

TEL：078-595-6222

神戸市建設リサイクルHP →



窓口事前予約：神戸市スマート申請システム（e-KOBE）の「窓口予約 内容詳細」を参照

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/955a2959-ffc6-4b15-bf32-e39940541140/start>

電子申請：e-KOBEの「建設リサイクル事前届出 内容詳細」を参照（※自主施工者による電子申請不可）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/c9db1330-0f7c-49b9-9481-dded9d11a27c/start>

建設リサイクル法（民間工事）届出書（様式第1号）記入上の注意

※電子申請の場合は、申請フォームに入力

届出書

届出受付日を記入

※郵送の場合は、窓口到着日（平日）

令和〇年〇月〇日

神戸市長様

フリガナ

発注者 又は 自主施工者の氏名

（法人にあっては 商号又は名称 及び 代表者の氏名）

（株）〇〇会社 代表取締役 神戸太郎

（郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇）電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

住所 神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇-〇

（転居予定先）（郵便番号 - ）電話番号 - -

住所（※工事中転居する際は、連絡先を要記載）

個人以外の電話番号は、公開対象になりますので、ご注意ください。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

1. 工事の概要

① 工事の名称 〇〇邸解体工事

② 工事の場所 神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇-〇（※住所又は地番を記載）

③ 工事の種類 及び 規模

A ■ 建築物に係る解体工事 用途 住宅、階数 〇階、工事対象床面積 80 m²

B □ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途、階数、工事対象床面積 m²

C □ 建築物に係る新築等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途、階数、請負代金 万円

D □ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円

④ 請負・自主施工の別：■請負 □自主施工

裏面 A~D を参照

記

工事場所が、位置図、現状写真、委任状と異なる場合は、届出受理できない場合があります。

建築基準法施行令第2条第1項第3号で規定する床面積で、各棟の延床面積の合計

2. 元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

フリガナ

① 氏名（法人にあっては 商号又は名称 及び 代表者の氏名）（株）〇〇建設 代表取締役 〇〇〇〇

（郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇）電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

② 住所 神戸市 〇〇区 〇〇町〇丁目〇〇-〇

③ 許可番号（登録番号）

■建設業の場合

建設業許可 兵庫県 □大臣 ■知事（特-2）〇〇〇 号（解体・建築・土木 工事業）

主任技術者（監理技術者）氏名 〇〇〇〇

□解体工事業の場合

解体工事業登録 知事 号

技術管理者氏名

工事請負金額（税込）500万円未満の解体工事を請負う場合は、建設業許可（解体・建築・土木）または兵庫県の解体工事業登録が必要

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

令和〇年〇月〇日

元請業者が、発注者に届出内容を説明した日（届出前）

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1

建築物に係る新築工事等については別表2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

により記載すること。

届出受付日の7日以降に工事着手

（工事着手予定日）令和〇年〇月〇日

（工事完了予定日）令和〇年〇月〇日

5. 工程の概要 別紙のとおり

届出内容に不備・不整合・誤り等がある場合は、再提出又は42条報告を求める場合があります。